

大村市物価高騰対策事業継続支援給付金

よくあるお問い合わせ

最終更新日:令和 7 年 3 月 17 日

Q1. 給付金の目的は何ですか。

A1. 物価高騰の影響で光熱費等の値上がりが続いており、厳しい経営環境に置かれている市内中小企業者等を支援することを目的としています。

Q2. 物価高騰に対する支援ということであれば、実際の支払い増加分に応じた金額を支給するべきではないか。

A2. 手続きを簡素化し、給付金を迅速に支給するため、今回の金額での支援を実施します。

Q3. 給付金の対象者は誰ですか。

A3. 次の全てに該当する者。

- (1)令和7年2月1日以前から継続して大村市内で事業を行っている者
- (2)中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する者で、大村市内に本店(本社)を有する法人又は大村市内に住民票を有する個人事業主

※農業、漁業を除く。

- (3)市税を滞納していない者

- (4)県・市が実施する物価高騰関連の支援金・給付金等を令和6～7年度に受給・申請していないもの

例:長崎県公共交通事業燃料等高騰対策支援、大村市入院施設等物価高騰対策事業など

※同一の住所に複数の法人が登記されている場合は、1 事業所と見なします。

その場合、従業員等数は雇用保険の被保険者数の合計とします。

ただし、代表者が異なる場合は、それぞれの事業所として給付の対象とします。

Q4. 申請の受付期間はいつですか。

A4. 令和7年3月3日(月)～令和7年 5 月30日(金)です。

※期間内であっても予算の上限に達した時点で受付を終了します。

Q5. 給付金の額を教えてください。

A5. 該当する従業員等数に応じた額を給付します。(申請は 1 事業所 1 回限り)

従業員等数	給付金の額
1 人～5 人	30,000 円
6 人～20 人	50,000 円
21 人以上	70,000 円

※「従業員等数」は、令和7年2月1日時点における市内の各事業所に勤務(常勤)する雇用保険の被保険者数。**経営者(代表者)は本店(本社)の人数に含みます。**

Q6. 市内の本社に従業員(雇用保険の被保険者)が5人いる場合、「従業員等数」は何人になりますか。

A6. 本社(本店)の従業員等数には、「経営者(代表者)」を含みますので、この場合の従業員等数は 6 人となります。

Q7. 市内に住民票を有する個人事業主で、従業員(雇用保険の被保険者)を雇用していない場合、「従業員等数」は何人になりますか。

A7. この場合の「従業員等数」は、経営者(代表者)のみで 1 人となります。

Q8. 市内に本社と支店など、複数の事業所がある場合、申請はどのようになりますか。

A8. 事業所ごとに申請の提出が必要です。

※申請①「〇〇株式会社」、申請②「〇〇株式会社△△支店」など

Q9. 市外にも事業所がある場合、市外の事業所に勤務する従業員も「従業員等数」に含みますか。

A9. 市外の事業所に勤務する従業員は、給付金の対象になりません。

Q10. 市内に本店を置く企業で、飲食店を市内に1店舗、**市外**に1店舗経営しています。住所は全て異なります。従業員全員が雇用保険の被保険者です。給付金はどのような計算になりますか。

A10. 本店及び各店舗に従業員(雇用保険の被保険者)が何人いるかで給付金の額が変わります。なお、**市外の店舗は対象になりません。**

例)

市内 本店
(従業員 20 人)
+ 経営者(代表者)

給付金
70,000 円

市内 飲食店
(従業員 10 人)

給付金
50,000 円

市外 飲食店
(従業員 5 人)

給付金
対象になりません

※申請書は、それぞれ1枚ずつが必要です。

Q11. 市内に本店を置く企業で、飲食店を市内に2店舗経営しています。**法人登記の住所は飲食店 A と同一**です。各店の店長のみ雇用保険の被保険者です。給付金はどのような計算になりますか。

A11. 登記の住所が店舗と同一の場合、本店(本社)と店舗を併せて1つとします。

例)

住所同じ

別住所

本店
経営者(代表者)

飲食店 A
(従業員1人)

給付金
30,000 円

飲食店 B
(従業員1人)

給付金
30,000 円

※申請書は、それぞれ1枚ずつが必要です。

Q12. 市内で3つの法人を経営しています。登記上の**住所は全て同じ**です。3つの法人全てが給付金の対象になりますか。

A12. 同一の住所に登録されている法人等は、1つの事業所と見なします。その場合、各法人における雇用保険の被保険者数の合計を「従業員等数」とします。ただし、それぞれの代表者が異なる場合は、3つの事業所とします。

Q13. 個人事業主で、市内に事業所があるが、**住民票は市外**の場合、給付の対象になりますか。

A13. 対象になりません。

Q14. 申請日時時点で事業を辞めている場合、給付の対象になりますか。

A14. 対象になりません。

Q15. 申請にはどのような書類が必要ですか。

A15.

【全ての人が提出する書類】

①給付金交付申請書

②誓約書

③事業を営んでいることがわかる資料の写し

例:登記事項証明書(発行から3カ月以内のもの)、直近の決算書類又は確定申告書、開業届、営業許可書など

④通帳(表紙をめくり、最初の見開きページ)の写し

⑤【個人事業主】本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)の写し

⑥その他市長が必要と認める書類(必要に応じて提出していただきます)

【従業員等数が6人以上の場合】

上記①～⑥の書類に加えて、**下記⑦又は⑧の写しを提出**してください。

⑦ハローワークにおいて「適用事業所台帳異動状況照会」及び「事業所別被保険者台帳」を請求して提出

⑧市内に勤務(常勤)する従業員の「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し

※「従業員等数」の最小人数分のみ提出してください。

※経営者(代表者)は本店(本社)の人数に含みます。

例) 1人～5人 → 提出不要

6人～20人 → 6人分提出(経営者を含めて6人の場合、5人分提出)

21人以上 → 21人分提出(経営者を含めて21人の場合、20人分提出)

※提出された書類は返却しません。

Q16. 「事業を営んでいることがわかる資料」とはどのようなものですか。

A16. 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、直近の確定申告書(法人:法人事業概況説明書、個人事業主:第一表)、営業許可書などの写しをご提出ください。

Q17. 電子申請する場合、必要書類はどのようにして提出できますか。

A17. 必要書類をスキャンしたデータや、写真を撮って画像データとして、電子申請サービスに添付してください。

Q18. 申請書類の提出先はどこですか。また、どのような方法で提出できますか。

A18. 大村市商工振興課(大村市役所 本館2階)へ郵送、持参、又は電子申請をご利用ください。

【郵送先】〒856-8686 大村市玖島 1 丁目25番地 大村市商工振興課

Q19. 申請から交付までには、どのくらい時間がかかりますか。

A19. 申請に必要な書類を全て受理し、書類に不備がなければ 3 週間程度で交付する予定ですが、申請が集中した場合など、1 カ月程度要する場合があります。

Q20. 給付金が交付されない場合がありますか。

A20. 審査により対象と認められない場合等は、交付しない場合があります。

Q21. 交付する件数に限りはありますか。

A21. 要件を満たす申請から順に採択し、予算の上限に達した場合は受付を終了します。

Q22. 従業員を雇っておらず、**経営者 1 人で事業を営んでいる**場合は、給付の対象になりますか。

A22. 「従業員等数」には経営者の方も含まみますので、この場合は、「従業員等数 1 人～5 人…給付金 30,000 円」に該当します。

Q23. 個人でアパート経営をしています。この場合、アパート経営は個人事業主と認められ、給付の対象となりますか。

A23. 確定申告書第一表の「収入金額等」の欄のうち、「㊤不動産」の金額が、「㊦公的年金等」の欄の金額以外のどの金額よりも大きい場合は、給付の対象となります。一方、収入金額の欄の「㊦事業(営業等)」が、「㊤不動産」よりも大きい場合等は、アパート経営としては給付の対象になりません。